

明石市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定手続等に関する要綱（改正）

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

（指定の申請）

第3条 法第115条の45の5第1項に規定する申請（以下「指定申請」という。）は、省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定の通知等）

第4条 市長は、法第115条の45の3第1項の指定を行うとき、又は指定を行わないときは、速やかにその旨を当該指定を行う者又は指定を行わない者に対し、第1号事業指定事業者指定等通知書により通知するものとする。

2 前項の規定により指定を行う旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

（指定の有効期間）

第5条 省令第140条の63の7に規定する市町村が定める期間（以下「指定期間」という。）は、6年とする。

2 既に法第41条第1項本文、第42条の2第1項本文又は第115条の45の3第1項の指定を受けている事業者が、当該指定に係る事業と指定申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営するものとして指定申請を行った場合の指定期間は、前項の規定にかかわらず、当該指定申請を行った者の選択により、既に受けている指定の有効期間の満了の日までとすることができる。

（指定更新の申請）

第6条 法第115条の45の6第1項の更新の申請は、省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（準用）

第7条 第4条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。この場合に

において、同条第1項中「第1号事業指定事業者指定等通知書」とあるのは「第1号事業指定事業者指定更新等通知書」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第8条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第7号、第8号又は第12号に掲げる事項に変更があった場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、前項に定める事項に変更があった日から10日以内に、省令第140条の62の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

(廃止等の届出)

第9条 指定事業者は、指定事業を廃止し、若しくは休止しようとする場合又は休止した指定事業を再開した場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに、省令第140条の62の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

(1) 指定事業を廃止し、又は休止しようとする場合 廃止し、又は休止しようとする日の1月前の日

(2) 指定事業を再開した場合 再開した日から10日以内

(指定の取消し等)

第10条 市長は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に規定する手続きを経て、法第115条の45の9の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしたときは、速やかにその旨を当該指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をした者に対し、第1号事業指定事業者指定取消等通知書により通知するものとする。

(公示)

第11条 市長は、法第115条の45の3第1項の指定、法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新、法第115条の45の9の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしたとき又は第9条第1項の規定による届出（指定事業の廃止の届出に限る。）があったときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 指定事業者の名称

(2) 指定に係る事業所の名称及び所在地

(3) 法第115条の45の3第1項の指定をし、第9条第1項の規定による届

出の受理をし、又は法第115条の45の9の規定により指定を取り消した場合にあっては、その年月日

(4) 法第115条の45の9の規定により指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

(5) サービスの種類

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行の前においても、指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附 則 (平成30年9月28日制定)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月14日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和6年2月22日制定)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。